

労働者・使用者のみなさまへ

岩手県労働委員会委員（弁護士、労働団体役員、経営者等）による

出前無料労働相談会

労働者・
使用者
いずれも
どうぞ！

職場のトラブルで悩んでいませんか？労働委員会の委員が相談に応じます。

○ **労働委員会**は、労働者と使用者間のトラブルの解決を支援する、専門的で中立公正な**県の行政機関**です。相談の**秘密は厳守**します。

○ **労働委員会の委員**は、労働問題に詳しく、**豊富な知識と経験**があります。
当日は、**公益委員**（弁護士、学識経験者など）、**労働者委員**（労働団体の役員など）、**使用者委員**（会社経営者など）から各1名ずつ参加し、三者で相談に応じます。

労働者からの主な相談

突然の解雇（雇止め）、配転命令、給与カット、サービス残業、賃金未払い、嫌がらせ、パワハラ、セクハラ など



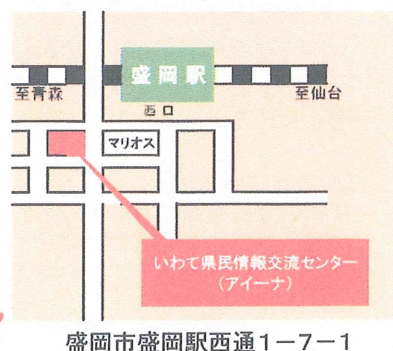
使用者からの主な相談

退職する社員からの金銭要求、労働条件の話し合いが進まない、突然、労働組合から団体交渉を申し込まれた など。

日時 **2月25日（日）**
午後1時～4時
※受付終了は3時

場所 **いわて県民情報交流センター
アイーナ 7階 ミーティングルーム707**

会場の案内図



お問合せ先・予約

岩手県労働委員会事務局



0120-610-797

盛岡市内丸10番1号〔岩手県庁11階〕

- 電話による予約をお受けしております。
- 当日受付の場合、予約された方が優先となります。

事務局では、相談会の開催日以外にも職員が相談をお受けしております。
お気軽に御相談ください。

労働相談なんでもダイヤル



ろうどう で なくな

0120-610-797（平日 8:30～17:15）

■労働委員会の特色と主な役割■

公労使の三者構成
中立・公正

手続
簡易・迅速

行政機関
無料・秘密厳守

1 労働相談への対応

■ 主な相談事例

(労働者から)

突然の解雇、雇止め、配転命令
給与カット、サービス残業、賃金未払い
嫌がらせ、パワハラ、セクハラ など

(使用者から)

退職する社員から、金銭を要求された
労働条件の話し合いが進まない
突然、労働組合から団体交渉を申し込まれた など

2 労使トラブルの解決(あっせん)

■ 「あっせん」とは？

○ 労使トラブル解決のお手伝い

労働委員会の委員が、**あっせん員**となって労使双方の主張をお伺いします。

その上で、専門的な助言を行う等、**双方の歩み寄りを図り、問題解決をお手伝いする制度**です。

労働条件等をめぐり労使トラブルが生じた際、当事者だけの話し合いでは解決が困難な場合などに利用して下さい。

もちろん、使用者の方も利用できます。

○ あっせん制度を利用するには

労働委員会に申請書を提出するだけです。

申請書の記載、あっせん制度の利用については、お気軽に労働委員会事務局に御相談ください。

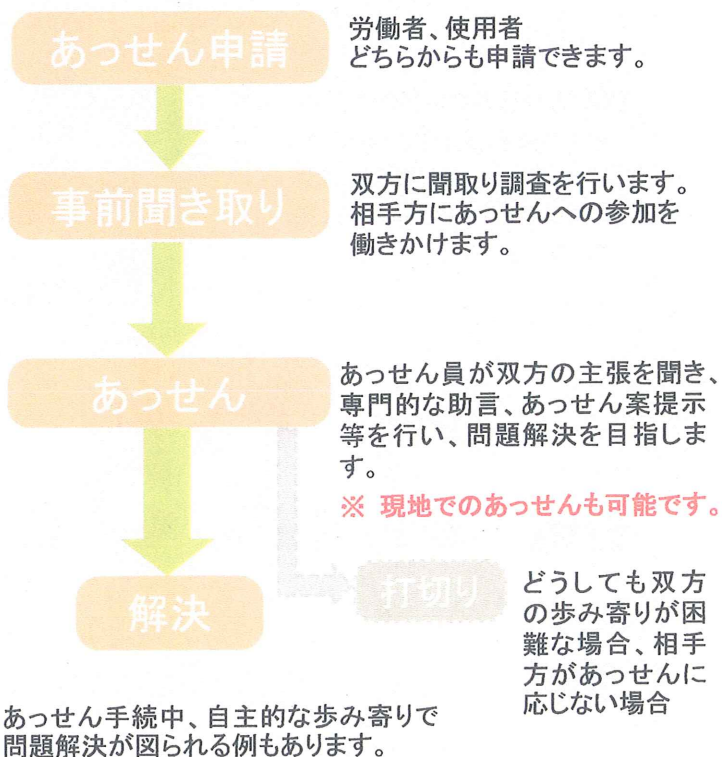
【申請書について】

県庁の労働委員会事務局、県内の各県合同庁舎にあります。県のホームページからもダウンロードできます。

岩手県労働委員会HPの
URLはこちら ⇒



■ 【参考】 あっせん手続の流れ



公労使三者構成で労働問題の解決をお手伝いします。

【お問合せ】

〒020-8570 盛岡市内丸10-1

岩手県労働委員会事務局 調整担当

電話019-629-6276、6277(直通)